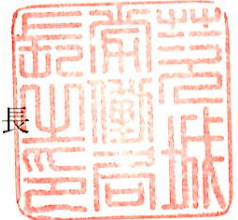




茨労発基 0226 第4号の2
令和3年2月26日

一般社団法人日本労働衛生コンサルタント会
茨城支部 支部長 殿

茨城労働局長



「有害性の調査の基準及び有害性の調査を行う試験施設等が具備すべき基準の適用について」の一部改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、別添令和3年2月10日付け基発0210第2号をもって厚生労働省労働基準局長から関係団体の長に対し、発出しているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、周知いただきますようお願いいたします。